

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

原告ら代理人意見陳述要旨

(婚姻制度の目的について)

2022(令和4)年10月13日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 松田 亘 平

同 北條 友里恵

第1 はじめに

被告は、婚姻制度の目的は「一人の男性と一人の女性が子を生き育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を与えること」であってそれ以外には存在しない、したがって、自然生殖可能性がない法律上の同性カップルの婚姻を認めないことは、婚姻制度の目的との関連において合理的であると主張しています。

原告らはこれまでも、婚姻制度の目的は当事者の親密な関係を保護することであり、法律上の同性カップルの親密関係を保護しない現行の婚姻制度は、その目的との関連において著しく不合理であると主張してきました。この点を一層明らかにするため、原告ら第7準備書面において、被告の主張は法解釈として誤りであり、その前提とする歴史的・社会的事実においても誤っていることを主張しました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

第2 被告の主張は法解釈として誤りであること

まず、被告の主張は、現行民法及び憲法と著しい齟齬を来すものであり、法解釈として許容される余地はありません。

第一に、仮に被告の主張を前提とすると、婚姻制度は、自然生殖可能性のあるカップルにのみ婚姻を認め、自然生殖可能性のないカップルには婚姻を認めないはずですが、しかし、現行の婚姻制度は、自然生殖可能性の有無にかかわらず、カップルに婚姻を認めています。被告の主張はこの点を合理的に説明することができません。

第二に、被告は実親子関係をその主張の根拠に掲げますが、そもそも実親子関係を定める嫡出推定規定は、法的父子関係と生物学的父子関係の不一致を許容しており、カップルの自然生殖のみを保護しているとは言えません。また、民法は、カップルが子をもつ手段として、妻の婚姻中の懐胎による方法（実親子関係）以外にも、養子縁組による方法を定めています。養子は実子と同様に嫡出子の地位を認められており、実子と養子とでその法的地位に何ら異なることはありません。カップルの自然生殖のみを保護する被告の主張は、この点を合理的に説明することができません。

第三に、憲法24条1項は、婚姻の成立及び維持におけるカップルの意思決定の自由と平等を保障しています。したがって、カップルの婚姻に関する意思決定は、子を産み育てるという選択をしたかどうかにかかわらず、等しく尊重されなければなりません。しかし、被告の主張を前提とすると、婚姻制度は、子を産み育てる選択をしたカップルの意思決定のみを保護していることになり、憲法24条1項の保障内容に反します。

以上より、被告の主張は、現行民法及び憲法と矛盾するものであり、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

法解釈としての誤りは明らかです。

第3 被告の主張は婚姻に関する歴史的・社会的事実と矛盾すること

- 1 被告は、「一人の男性と一人の女性の人的結合関係とその間に生まれた子から構成される家族」を社会の基礎的単位とする考え方が我が国において歴史的かつ伝統的な慣習として存在しており、明治民法は、そのような考え方を法律婚として制度化し、それが現行民法にも引き継がれているという趣旨の主張をしています。

しかし、婚姻制度や社会の基礎的単位の構成員に対する考え方は古代から現代にかけて大きく変化しています。被告の主張する考え方は戦後の一時期である高度成長期に定着した家族像にすぎず、歴史的かつ伝統的な慣習ではありません。

- 2 また、各種意識調査から明らかなおり、人々は自然生殖により子を産み育てることだけを目的に婚姻しているわけではありません。人々は、子を産み育てることだけでなく、社会からカップルとして公認されることで得られる安らぎや精神的安定といった婚姻制度がもたらす様々なメリットを享受するために婚姻を欲しているのです。

このような社会的事実を踏まえると、「一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係」の保護を婚姻の唯一の目的であるとする被告の解釈を採用することはできません。

第4 結語

以上より、被告の主張は、法解釈としても、その前提とする事実においても、誤りであることは明らかです。

以上